

## 3 月 22 日開催「横浜市防災会議」の審議結果について

## 1 会議日時

平成 24 年 3 月 22 日（木）11:00～12:00

## 2 場 所

市庁舎 5 階危機管理センター本部会議室

## 3 防災会議の出席者（総員 59 名中 52 名）

委員出席者：35 名

代理出席者：17 名

欠席者：7 名

※当日の出席者については、別紙参照

## 4 会議の概要

## (1) 議題

横浜市防災計画「震災対策編」の修正について

## (2) 審議内容及び結果

ア 横浜市防災計画「震災対策編」修正の基本的な考え方について（別添 1）

イ 23 年度 of 取組事項の防災計画への反映について

(ア) 津波避難対策の反映（別添 2）

(イ) 帰宅困難者対策の反映（別添 3）

(ウ) 備蓄対策の反映（別添 4）

※ 上記について審議に諮り、全て承認されました。

## (3) 東日本大震災時の対応等についての情報提供

大震災時の対応及びその後の防災への取組などについて、委員である 3 機関（陸上自衛隊、横浜地方気象台及び東日本電信電話株式会社）からの情報提供

## 【参考】防災会議設置根拠等

## ■ 防災会議設置根拠法令

「災害対策基本法第 16 条」及び「横浜市防災会議条例」

## ■ 防災会議の所掌事務（条例第 2 条）

- ・横浜市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること
- ・本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること
- ・前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務（災害対策基本法第 42 条：地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正することなどが該当します。）

横浜市防災会議委員出席者表

別紙

◎ 会長	横浜市長	林 文子	○
1 副会長	横浜市副市長	大場 茂美	○
2	横浜市副市長	小松崎 隆	○
3	横浜市副市長	山田 正人	○
4	横浜市危機管理監	鈴木 洋 ※兼務	○
5 財務省関東財務局横浜財務事務所	所長	梶田 周一	○
6 農林水産省関東農政局横浜地域センター	総括管理官	浦上 雅由	○
7 国土交通省関東運輸局	安全防災・危機管理調整官	前川 雅弘	代理
8 国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所	企画調整課長	吉田 行秀	代理
9 海上保安庁第三管区海上保安本部横浜海上保安部	横浜海上保安部長	山本 裕一	○
10 気象庁横浜地方気象台	台長	萬納寺 信崇	○
11 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所	防災情報課長	星野 豊	代理
12 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所	所長	和泉 憲之	○
13 東日本旅客鉄道株式会社横浜駅	副駅長	横山 勝司	代理
14 東海旅客鉄道株式会社新横浜駅	駅長	大橋 正智	○
15 東日本電信電話株式会社 神奈川支店	災害対策室長	篠崎 敏男	○
16 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店	ネットワーク管理担当課長	山元 毅	代理
17 株式会社NTTファシリティーズ中央神奈川支店	支店長	立川 雅司	○
18 日本赤十字社神奈川支部	救護課長	野口 理恵子	代理
19 日本放送協会横浜放送局	局長	柳田 昌賢	○
20 東日本高速道路株式会社関東支社京浜管理事務所	工務担当課長	眞東 健一郎	代理
21 首都高速道路株式会社神奈川管理局	局長	堀中 茂	—
22 日本通運株式会社横浜支店	支店長	内田 茂	○
23 東京電力株式会社神奈川支店	副長	及川 隆司	代理
24 東京ガス株式会社神奈川導管事業部	神奈川導管事業部長	横山 知章	○
25 郵便事業株式会社横浜支店	支店長	内山 寿一	○
26 相模鉄道株式会社	経営管理部課長	木村 繁	—
27 社団法人横浜市医師会	事務局長	崎谷 仁	代理
28 社団法人横浜市病院協会	会長	吉井 宏	○
29 社団法人横浜市歯科医師会	会長	藤井 達士	○
30 社団法人横浜市薬剤師会	会長	向井 秀人	○
31 社団法人横浜市獣医師会	会長	越久田 健	○
32 社団法人神奈川看護協会	会長	平澤 敏子	○
33 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会	会長	佐々木 寛志	○
34 株式会社アール・エフ・ラジオ日本	本社担当マネジャー	大竹 茂行	代理
35 株式会社テレビ神奈川	取締役社長室長 総務局長	高橋 隆男	—
36 横浜エフエム放送株式会社	常務取締役放送本部長	兒玉 智彦	○
37 株式会社神奈川新聞社	経営管理局総務部長	片岡 孝之	—
38 社団法人神奈川県トラック協会	会長	筒井 康之	—
39 神奈川県	安全防災局 計画グループリーダー	萩原 伸夫	代理
40 神奈川県警察	横浜市警察部担当補佐官	今成 勉	代理
41 陸上自衛隊第31普通科連隊	第31普通科連隊第3科長	河口 隆典	代理
42 海上自衛隊横須賀地方総監部	第3幕僚室長	木村 秀行	○
43 横浜市消防団長会	会長	飯島 繁	○
44 横浜農業協同組合	代表理事組合長	石川 久義	—
45 横浜港運協会	専務理事	鈴木 孝平	代理
46 社団法人神奈川県バス協会	常務理事	山崎 利通	代理
47 社団法人神奈川建設業協会横浜支部	支部長	小俣 務	—
48 社団法人横浜建設業協会	会長	工藤 次郎	○
49 社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部	事務局長	内山 祐平	代理
50 神奈川県個人タクシー協会	会長	石高 茂	○
51 横浜市町内会連合会	副会長	佐々木 明男	代理
52 横浜市民会	市民・文化観光・消防委員会委員長	瀬之間 康浩	○
53 横浜市民会	安全安心都市特別委員会委員長	小粥 康弘	○
54 横浜市	教育長	山田 巧	○
55 横浜市	水道局長	土井 一成	○
56 横浜市	交通局長	二見 良之	○
57 横浜市	保健所長	豊澤 隆弘	○
58 横浜市	区長会議長（神奈川区長）	岡田 優子	○
59 横浜市	消防局長	鈴木 洋 ※兼務	○
合 計		出席者	52人

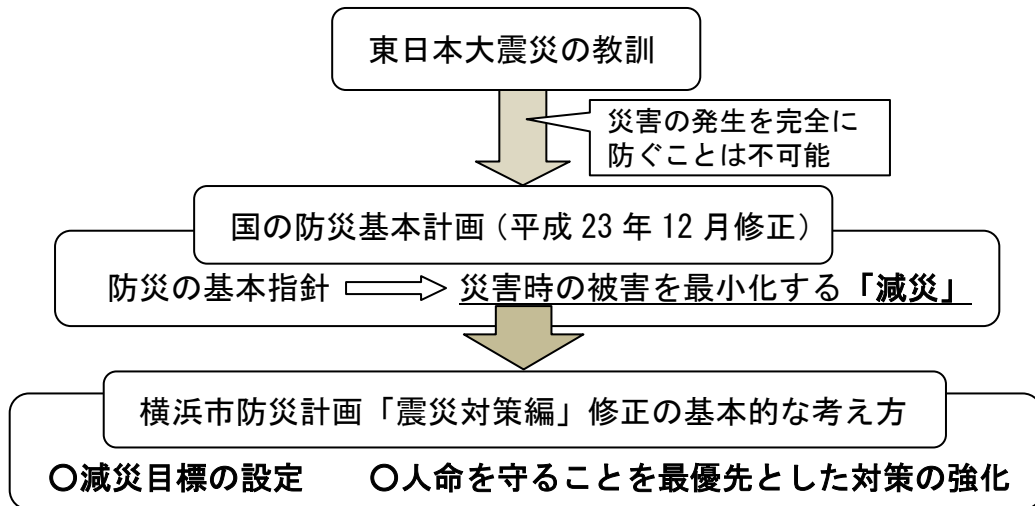
## 横浜市防災計画「震災対策編」修正の基本的な考え方について

## 1 修正の基本的な考え方

広域に渡り甚大な被害をもたらした「東日本大震災」は、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを、あらためて明らかにしたものでした。この教訓を踏まえ、国の中央防災会議は「防災基本計画」を修正し、防災の基本方針として被害を最小化する「減災」の考え方を新たに規定しました。

本市においては、これまでも「減災」に向けた災害対策に取り組んできましたが、今後は、想定以上の大規模な地震や津波などが発生した場合にあっては、人命を守ることを最優先とした、より一層の被害の軽減を目指した対策を強化・推進することが最も重要となります。

そこで、①「減災目標の設定」と②「人命を守ることを最優先とした対策の強化」を修正の基本的な考え方として、平成24年度に横浜市防災計画「震災対策編」の全面的な修正を実施します。



## 2 主な修正事項

## (1) 地震被害想定の見直しについて

国の「防災基本計画」の修正では、地震被害想定に際しては「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、対策を推進する」ことが規定されました。

そこで、現行の地震被害想定について、学識経験者やライフライン事業者などの専門家を交えた検討委員会を設置し、抜本的な見直しを行い、計画の修正に反映します。

23年度はこのうち被害予測に必要な想定地震の選定、地震の規模の検討及び地形・地質などの分析を行います。その上で地震による揺れの状況を調べ、24年の秋ころを目途に、人的・物的被害と経済被害の予測などを行います。

## 【検討中の主な想定地震】

検討中の想定地震名	想定内容
南関東地震（大正型）	従来の地震規模（M7.9）の約2倍のエネルギーのM8.1で想定
南関東地震（元禄型）	1703年の元禄地震の再来 M8.2で想定
東京湾北部地震	M7.3で想定（最新の知見により、震源を10km浅く見直して解析）
南海トラフ大連動地震	M9クラスで想定

## (2) 平成 23 年度の取組施策の反映

「東日本大震災」での救助・救急活動、避難所運営などの様々な応急対策のうち、市民の生命を守り、円滑な被災者支援を実施するために早急に取り組むべき点について、対策を検討し、23 年度に施策を推進した「津波避難対策」、「帰宅困難者対策」及び「備蓄対策」などを計画に反映していきます。

(※ 修正内容の詳細は、資料 3、4、5 のとおり)

## (3) 修正の視点

「東日本大震災」での救助・救急活動、避難所運営などの様々な応急対策や被災地支援などの教訓及び地震被害想定の見直し並びに国の「防災基本計画」などの修正及び「津波防災地域づくりに関する法律」の施行など、新たに検討・策定された事項を踏まえ、「Ⅰ 減災に向けた対策の推進」、「Ⅱ 自助・共助体制の強化」、「Ⅲ 情報受伝達体制の強化」、「Ⅳ 被災者支援体制の強化」、「Ⅴ 予防・応急対策の充実・強化」の五つを修正の視点として、防災計画を修正します。

修正の視点	主な修正の方向性・検討項目
Ⅰ 減災に向けた対策の推進	<p>①減災目標の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害想定調査結果に基づく被害指標となる想定地震の決定            &lt;参考&gt;国の中央防災会議及び神奈川県防災会議での減災           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害：50%削減</li> <li>・経済被害：40%削減</li> </ul> </li> <li>・減災目標を達成するための取組事項の整理           <ul style="list-style-type: none"> <li>火災の延焼を防ぐための密集住宅市街地の整備改善</li> <li>地域消防力の向上の検討（町の防災組織の育成、資機材の整備）</li> </ul> </li> </ul> <p>②減災目標達成に向けた取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震に強い都市づくりの推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・都心や主要駅などの市街地整備の強化</li> <li>・住宅、マンション及び緊急交通路沿道建築物の耐震対策</li> <li>・道路、河川護岸、港湾などの都市施設の防災対策</li> <li>・ライフライン施設の防災対策</li> </ul> </li> <li>○災害に強い人づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及啓発</li> <li>・減災行動に向けた取組啓発</li> <li>・津波からの警戒避難体制の確立</li> </ul> </li> </ul>
Ⅱ 自助・共助体制の強化	<p>①減災に向けた自助・共助に関する市民の基本指針を新たに規定</p> <p>②減災に向けた地域・事業所との連携強化</p> <p>③減災に向けた自助・共助の取組の啓発強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震対策、家具転倒防止、要援護者対策、津波避難対策などについて啓発し、自助・共助による各種対策の推進</li> <li>・減災効果を高めるための訓練の充実</li> </ul> <p>④中高層建築物の事前対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベータ閉じ込め事故対策の啓発</li> <li>・一定階層ごとの物資備蓄の啓発</li> </ul> <p>⑤避難所の再検証</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○震災時の避難所の確保についての検討           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点の指定に関する検討</li> <li>・地域コミュニティ内での避難所のあり方についての検討</li> <li>・任意に設置された避難所への物資や情報の提供など地域防災拠点との</li> </ul> </li> </ul>

	<p>関わりの整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域防災拠点の運営体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点開設基準の明確化</li> <li>・女性・障害者等の視点を反映した運営体制の確立</li> <li>・地域防災拠点運営に関する学校と地域の連携強化</li> <li>・地域防災拠点運営委員への補償制度の検討</li> <li>・避難所開設・運営訓練の推進</li> <li>・特別避難場所との連携</li> </ul> </li> <li>⑥要援護者対策の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・平時における日頃からの見守り活動の推進</li> <li>・行政・地域・事業者（介護保険事業者等）の役割分担の検討</li> <li>・要援護者情報の把握と提供方法の検討</li> </ul> </li> <li>⑦自助・共助と公助の役割の明確化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自助・共助の支援に向けた効果的な公助のあり方検討</li> <li>・個人・地域・事業者の備蓄と公的備蓄の見直し検討</li> <li>・各種訓練への市民・事業者の積極的な参画とその支援</li> </ul> </li> <li>⑧帰宅困難者対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「むやみに移動を開始しない」という基本原則の啓発</li> <li>・従業員等の留め置きと、そのための耐震化などの環境整備を規定</li> <li>・一時滞在施設の拡充</li> <li>・鉄道事業者等との協議会の設置</li> <li>・遠距離来街者への対応</li> </ul> </li> </ul>
<p>Ⅲ 情報受伝達体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①津波警報伝達システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線拡声装置での迅速な情報伝達による警戒避難体制の強化</li> </ul> </li> <li>②複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時優先電話指定の増強</li> <li>・無線（デジタル・アナログ）、衛星携帯電話などの整備</li> <li>・データ放送を活用した情報提供</li> <li>・自治会・町内会等の掲示板を活用した情報提供の検討</li> </ul> </li> <li>③IT技術を活用した情報発信体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツイッターを利用した情報提供の充実</li> <li>・SNSなどの活用による情報提供の検討</li> </ul> </li> </ul>
<p>Ⅳ 被災者支援体制の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ボランティアとの連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市・区本部と災害ボランティアセンターの連携強化</li> </ul> </li> <li>②被害認定調査体制及びり災証明発行体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査実施主体と体制の検討</li> <li>・迅速かつ円滑な被害認定調査、り災台帳の作成及びり災証明発行に向けた検討</li> <li>・義援金の円滑な配分体制の検討</li> </ul> </li> <li>③応急仮設住宅等の供与体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅建設用地の確保に向けた検討</li> <li>・応急仮設住宅建設等の迅速かつ円滑な供与に向けた組織体制の確立</li> <li>・マニュアルの整備による仮設住宅等の円滑な供与体制の確立</li> </ul> </li> <li>④迅速な応急復旧に向けた体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急復旧に関する財源の確保</li> <li>・復旧資機材の迅速な搬入のための道路啓開区域選定の考え方の整理</li> <li>・ライフライン事業者相互の復旧事業調整の検討</li> <li>・道路管理者とライフライン事業者との連携強化</li> <li>・がれきの仮置き場の事前指定及び処分方法の検討</li> </ul> </li> <li>⑤復興体制の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興対策の取組事項の整理</li> <li>・復興本部の体制の見直し</li> <li>・女性の視点からの復興施策の検討</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前対策の充実</li> </ul> <p>⑥広域応援体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応援対策本部の組織の見直し</li> <li>・迅速な他都市被災者・被災地支援の見直し</li> </ul>
<p>V 予防・応急 対策の充実・ 強化</p>	<p>①被害想定結果に基づく事前対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の充実に向けた検討</li> <li>・避難者数などの変更に伴う公的備蓄の見直し</li> <li>・液状化マップの更新</li> <li>・大規模盛土造成地状況調査を活用した防災まちづくりの検討</li> <li>・長周期地震動対策の見直し</li> </ul> <p>②横浜市業務継続計画（BCP）について新たに規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急対策業務を重視したBCPの見直し検討</li> </ul> <p>③機動的な市・区災害対策本部の組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数局を統合した、機能別本部組織の確立</li> <li>・迅速かつ的確な意思決定組織の確立</li> <li>・災害の推移、被害状況（死者、負傷者、行方不明者）などの情報収集体制の強化</li> <li>・実効性の高い区本部班体制及び事務分掌の見直し</li> </ul> <p>④動員体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BCPや市・区本部体制の修正にあわせた動員体制の見直し</li> </ul> <p>⑤災害時の教職員の役割の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教職員の役割の明確化</li> <li>・学校防災計画の見直し</li> </ul> <p>⑥要援護者対策の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要援護者情報の作成・提供</li> <li>・特別避難場所の開設と運営支援</li> </ul> <p>⑦災害時の医療体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害医療活動に関する総合調整機能の強化</li> <li>・医療関係団体等と連携した応急医療提供体制の構築</li> <li>・地域医療救護拠点制度の見直し</li> <li>・医療支援チーム受援計画の策定</li> <li>・医師会との情報伝達体制の強化</li> <li>・現場トリアージにおける死亡者の警察機関への円滑な引継ぎ</li> </ul> <p>⑧遺体取扱に関する見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係者との連携強化</li> <li>・遺体収容施設の拡充に向けた検討</li> <li>・遺体の適切な取扱のための資機材の備蓄</li> <li>・遺体取扱に関する民間事業者との協定締結の推進</li> </ul> <p>⑨救援物資の円滑な供給体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流通在庫備蓄の迅速かつ円滑な配分体制の検討</li> <li>・区本部における迅速な物資調達</li> <li>・被災者ニーズの的確な把握</li> <li>・物資の供給に関する民間事業者との協定締結の推進</li> </ul> <p>⑩職員の実践的な訓練や防災研修による危機対応能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイング訓練の推進</li> <li>・避難所開設・運営支援のための研修の推進</li> </ul> <p>⑪受援体制の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救助・救出活動、避難所運営支援などの短期的な受援の検討</li> <li>・被害認定調査、り災証明書発行など長期的な受援の検討</li> <li>・自衛隊、広域緊急援助隊及び消防緊急援助隊の広域応援活動拠点の再検証</li> </ul> <p>⑫大規模な複合災害における広域避難対策の検討</p>

### 3 修正スケジュール等

#### (1) 修正スケジュール

平成 23 年度中に取り組んだ施策を計画に反映させることや、24 年度の修正に向けた基本的な考え方を 24 年 3 月の防災会議に諮ります。

24 年度は、12 月中旬を目途に計画の全面的な修正案を策定し、24 年度末（25 年 3 月）開催予定の防災会議で検討・審議し、25 年 4 月に修正計画の運用を開始する予定です。

#### (2) 修正に向けた市民意見等の反映

計画修正のプロセスにおいて、市民からの意見を募集するほか、学識経験者等との意見交換などを実施して、市民意見等を修正に反映していきます。

年 月 日	実施事項
24 年 3 月 22 日	○横浜市防災会議 ・『防災計画「震災対策編」修正の基本的な考え方』（以下「修正の基本的な考え方」という。）について審議、確定
3 月末	○「修正の基本的な考え方」を公表、市民意見の募集（4 月まで） ○計画の修正事項について、横浜市防災会議委員、防災関係機関及び各区局へ意見照会（6 月まで）
4 月	・区を通じた防災対策連絡協議会からの意見聴取（8 月まで）
6 月	・計画修正素案に関する第 1 回学識経験者等との意見交換及びその反映
7 月	○計画修正素案に関する第 2 回学識経験者等との意見交換及びその反映
8 月	・計画修正素案の策定
9 月	○計画修正素案を公表、市民意見の募集（10 月まで）
10 月	○確定した計画修正素案を横浜市防災会議委員、防災関係機関及び各区局へ意見照会（11 月まで）
11 月	・計画修正素案に関する第 3 回学識経験者等との意見交換及びその反映
12 月	・修計画正案の策定 ○計画修正案を横浜市防災会議委員、防災関係機関及び各区局へ意見照会（25 年 1 月まで）
25 年 1 月 ～ 2 月	○計画修正案に関する第 4 回学識経験者等との意見交換及びその反映
3 月	○横浜市防災会議 ・防災計画修正案の審議、修正防災計画の確定 ○神奈川県知事報告 ○修正防災計画を市民へ公表
4 月 1 日	修正防災計画の運用開始（予定）

↑  
防災計画修正案の作成・公表  
↓

↑  
防災計画修正案の作成  
↓

## ■23 年度取組事項の防災計画への反映について

## I 津波避難対策

## 現行計画と修正理由

現行の計画では、津波の想定高さを1メートル未満としていたことから、本市域には大きな被害はないとしてきましたが、東北地方太平洋沖地震では、本市にも被害はなかったものの、想定を超える1.6メートルの津波が観測されました。また、津波が発生した場合の避難の勧告・指示の基準や避難の対象となる地域、安全な避難場所の高さの目安などが明確になっていないなどの課題も明らかになりました。

そのため、いつ発生するかわからない津波から、市民の皆様の安全を確保するため、神奈川県の新たな浸水予測や学識経験者の御意見を踏まえ、避難対策を中心に修正を行うこととします。

なお、海岸保全施設などのハード面の対策については、現在、国の中央防災会議が検討を進めている「首都直下地震」の検証や国土交通省が検討している首都圏の港湾における地震・津波対策、また、県の津波想定などの動向を踏まえながら、検討していきます。

## 修正概要

## 1 津波想定の見直し

国の中央防災会議において、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべき」との考え方が示され、更に、津波対策を構築するにあたっては、次の2つのレベルの津波を想定する必要があるとしています。

- ① 発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波  
(住民避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立：減災レベル)
- ② 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高さは低いものの大きな被害をもたらす津波  
(人命保護に加え、住民財産保護などの観点から、海岸保全施設等を整備：防護レベル)

また、県は、東日本大震災を受けて、最大クラスの津波を想定するため、津波の浸水予測について再検証を行っており、現在その修正案を公表しています。この修正案では「慶長型地震」による津波が、本市にとって最大の津波（津波高、浸水面積など）となっています。

以上の国の考え方や県の浸水予測を踏まえ、現時点での本市の津波避難対策で想定する津波は、県が新たに示す「慶長型地震」による津波とします。



## 2 避難の対策

### (1) 避難勧告・指示の発令基準の明確化

市民の生命、身体を災害から保護することなどを目的として、市長が発令する避難の勧告・指示の発令基準を次のとおりとします。

気象庁から、

- 津波警報(津波)が発表された場合 ⇒ 避難勧告
- 津波警報(大津波)が発表された場合 ⇒ 避難指示

※避難勧告と避難指示の違い

いずれも、住民に対し避難を呼びかけるもので、強制力はありませんが、避難指示は、避難勧告より強く避難を促すものです。

### (2) 情報伝達手段の拡充

避難勧告・指示や津波警報等の情報伝達手段として、現行の計画では、広報車やハンドマイクによる伝達、サイレンによる周知、自主防災組織等の協力による組織的な伝達、市ホームページへの掲載、防災情報 E メール配信、事前に登録されている聴覚障害者に対するファクシミリによる伝達、放送機関との協定に基づく放送を定めています。これらに加え、配信エリア内にある配信対応携帯電話に情報を提供する**緊急速報メール**や現在整備を進めている**津波警報伝達システム**の活用についても規定し、情報伝達体制を強化拡充するものです。

※ 防災情報 E メール：本市から津波警報等や緊急なお知らせなどの防災情報を E メールで配信するものです。(あらかじめ登録が必要)

緊急速報メール：携帯電話各社 (NTT ドコモ、au、SoftBank) が配信エリア内にある携帯電話 (緊急速報メール対応機能がある携帯電話に限る。) に情報を提供するサービスを活用し、本市が緊急的な情報を配信するものです。事前の登録を不要とし、より多くの方々に情報を配信できることから導入しています。

津波警報伝達システム：気象庁から発表される津波警報を受けて、より迅速に避難することができるよう、自動的に津波警報、避難勧告・指示等の緊急情報を一斉に放送し、津波からの避難を呼びかけるシステムです。浸水が予測される場所などに整備を目指しています。

### (3) 避難対象区域の指定

県が想定した「慶長型地震」による津波で、**浸水が予測される地域を避難対象区域**として指定します。

#### (4) 避難場所の基準及び津波避難施設の拡充

津波避難に適する場所としては、**海拔5メートル以上の高台や鉄筋コンクリート、若しくは、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物の3階（又は床上面海拔5メートル）以上**とします。

また、現在、公共施設及び民間施設合わせて55施設を津波避難施設として指定していますが、より多くの市民等の安全を確保するため、浸水が予測されている地域から10分以内に、安全な高台、若しくは、安全な建物に避難できるよう、地域との連携や事業者等の御理解を得ながら津波避難施設の拡充を図ることとします。

### 3 津波避難行動の周知・啓発

地震の発生から、数分で津波が到達する場合もあることから、市民自らが周囲に声をかけながら、「**より早く、より高い場所への避難**」に結びつけられるよう、「**津波からの避難に関するガイドライン**」の活用、**地域や事業所などの訓練、各種広報媒体を通じた広報**などによる、避難の周知・啓発を推進していくこととします。

また、その場所の海拔をお知らせするため、街なかに設置している「**海拔標示**」や周辺の浸水予測区域、避難場所等を表示した「**津波避難情報板**」などにより、避難に必要な情報の周知や迅速な避難行動の実現を図ることとします。

### 4 本市の防災組織体制の見直し

現行計画では、小規模な津波を想定していましたが、県の新たな津波浸水予測により、本市域にも広範囲が浸水する大きな津波が予測されたことから、市民や来街者等の安全確保に万全を期すため、**津波警報（津波・大津波）が発表された場合は、全職員が参集する災害対策本部体制**をとることとします。

## ■23 年度取組事項の防災計画への反映について

## Ⅱ 帰宅困難者対策

## 現行計画と修正理由

現行の計画では、横浜市内で帰宅困難者が 44 万人発生すると想定しており、パシフィコ横浜と横浜アリーナを帰宅困難者の一時宿泊場所に指定していました。しかし、東日本大震災の際には、56 か所の本市所管の公共施設を開設し、更には民間事業者でも自発的に帰宅困難者を受入れていただくなど、施設の事前指定の不足が明らかになりました。また、従業員等の一斉帰宅による主要駅周辺での混乱や、備蓄物資の搬送に時間が掛かるなどの課題も明らかになりました。

これらの課題を受けて、帰宅困難者の発生抑制や一時滞在施設の拡充、徒歩帰宅者への支援などについて修正を行うこととします。

## 修正概要

## 1 帰宅困難者の発生抑制

## (1) 市民への周知

帰宅困難者対策の基本原則である「むやみに移動を開始しない」という理念を広く広報するとともに、日頃から家族との安否確認手段の確認や、徒歩帰宅に備えて、職場に帰宅グッズを準備するなどの事前対策を周知していくこととします。

## (2) 事業者への啓発

発災直後、むやみに移動を開始することは、帰宅困難者を増やすことに繋がり、2 次災害にまきこまれることや、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動の妨げになることから、次の内容について事業者に対して働きかけていくこととします。

## ア 従業員等の留め置き・備蓄

地震の発生により、交通機関が運行停止となり、復旧の見通しが立たない場合には、事業所の被災状況を確認の上、従業員等を一定期間事業所等に留め置きをすること。また、これに伴い、必要な飲料水や食料などの物資を備蓄すること。

## イ 事業所と従業員、従業員とその家族間での安否確認

地震の発生により、電話が輻輳することを踏まえて、事業所と従業員、従業員とその家族間において携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル 171、ツイッターなど、複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知すること。

## ウ 従業員等を待機させるための環境整備

従業員等を一定期間事業所内に留め置く事が可能となるよう、建物の耐震化、書庫等の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が事業所等に安全に留め置きできる環境整備をすること。

## 2 帰宅困難者一時滞在施設の拡充

### (1) 施設の新規指定

来街者や観光客など、徒歩帰宅を断念せざるを得ない人々が帰宅困難者となった時に備えて、以前から指定していた、パシフィコ横浜と横浜アリーナに加えて、主要駅周辺や幹線道路沿いを中心に、公共施設のみならず、民間施設や商業施設の協力を得て、帰宅困難者一時滞在施設を指定します。

### (2) 情報の共有化・配信

発災時には、市災害対策本部や区災害対策本部と一時滞在施設との間で、施設の開設状況や運営状況などの情報共有化を図ることとします。また、横浜の地理に詳しくない人でもスマートフォンや携帯電話などで、施設の開設状況や運営状況などの情報をリアルタイムに確認できるようにします。

また、施設の開設・運営状況などを本市ホームページやツイッター、防災情報Eメール等を活用して、広く市民の皆様に広報することとします。

## 3 徒歩帰宅者への支援

### (1) 備蓄品目の充実

帰宅困難者 44 万人分の食料・飲料水やトイレパックを確保するとともに、防寒対策として 11 万枚のアルミブランケットを備蓄します。

### (2) 備蓄庫等の整備

上記の物資を、多数の帰宅困難者が発生した、パシフィコ横浜、横浜アリーナ、関内駅、戸塚駅付近に備蓄庫等を設置し、更に区役所、消防出張所、一時滞在施設等に分散備蓄することで物資の迅速な配布を図ります。

### (3) 主要駅等の混乱防止対策の推進

平常時から連携強化を図るため、行政区毎に、鉄道事業者、駅周辺事業者、所轄警察署等を構成員とする協議会等を設立し、情報受伝達マニュアル等の整備や定期的な防災訓練を実施することとします。

### (4) 帰宅支援ステーション

徒歩帰宅者に対して水道水やトイレ、災害関連情報の提供等を行うなどの支援ができる施設として、コンビニやファミリーレストラン等と「災害時帰宅支援ステーション」の協定締結をしており、引き続き取り組みを進めていくこととします。

### (5) 広域連携

帰宅困難者対策の広域連携を図るため、国、地方公共団体・民間企業等で構成した「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」に参加し、相互に連携・協働して取り組むべき横断的な課題について検討しています。

また、新たに、「災害時の相互応援に関する協定」を締結するなど、鉄道や道路で本市と結ばれている隣接都市（川崎・横須賀・逗子・鎌倉・藤沢・大和・町田）と、災害時の広域連携を図ります。

## ■23 年度取組事項の防災計画への反映について

## Ⅲ 備蓄対策

## 現行計画と修正理由

本市では阪神・淡路大震災を教訓として、地域防災拠点に、食料や水、毛布、トイレパックや紙おむつなどの生活用品、エンジンカッターや発電機などの防災資機材等の備蓄物資を整備してきました。

また、これらの本市保有の備蓄物資に加えて、他都市からの応援物資、流通備蓄を活用した物資の供給を踏まえて、避難者や帰宅困難者に対応する備蓄体制を構築してきました。

しかしながら、東日本大震災では、本市においても停電等により地域防災拠点へ避難される住民の方や、交通機関の麻痺による帰宅困難者が多数発生し、現行の防災計画上の備蓄品のみでは、拠点への避難者や帰宅困難者への対応が不十分であることが明らかになりました。

そこで、被災地の状況や地域へのアンケートなどを踏まえて、全庁的に検討を行い、地域防災拠点に新たな備蓄品を購入するとともに、帰宅困難者が大量に発生した市内主要駅付近に帰宅困難者用備蓄庫を整備し、物資を備蓄することにしました。

また、震災時に迅速な物資の供給が行えるように、地域防災拠点の備蓄物資の品目・数量を増やしたり、今回新たに指定された帰宅困難者一時滞在施設へ本市の保有する物資の保管をお願いすることにより、分散備蓄を進めることにしました。

## 修正概要

## 1 避難者用備蓄の充実

## (1) 備蓄品目の追加

地域防災拠点において、避難者の方が安心して避難生活を送れるように、停電対策としてLEDランタン約3万6千台、女性の方が着替えや授乳

等に活用していただくための簡易式テント約900基、東日本大震災時の燃料不足を考慮した、ガス式発電機453機などを新たに整備しました。

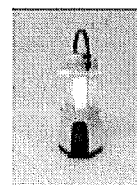
また、地域防災拠点の備蓄食料（避難者1人あたり2食分）について、地域へのアンケート結果を踏まえて、1食分をクラッカーから高齢者や幼児が食べやすい缶入り保存パンへ変更しました。

## (2) 備蓄食料の数量の充実

クラッカーや水缶詰などの備蓄食料について、防災計画上の計画数量（主食系食料：約166万食、スープ：約10万食、水缶詰：約188万缶）まで確保し、さらに高齢者用のおかゆを計画数量から9千食増量して21万3千食を備蓄することとしました。

新たな備蓄品目や計画数量を増やしたおかゆにつきましては、防災計画に反映させます。

## 地域防災拠点の新たな備蓄品



LEDランタン



簡易テント



缶入り保存パン

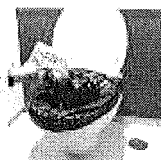
## 2 帰宅困難者用備蓄の充実

東日本大震災時に市内においても帰宅困難者が発生したことから、帰宅困難者用の食料は計画数量である 44 万食を確保し、防寒対策として 11 万枚のアルミブランケット、帰宅困難者用の施設内で休息していただく際に床等に敷いて使用する保温シートなどを整備しました。

また、実際に大量の帰宅困難者が発生した横浜駅、新横浜駅付近などのトイレ対策として、大型テントトイレを新規購入するとともに、帰宅困難者用として新たに 176 万セットのトイレパックや高齢者・乳児のための紙おむつを約 1 万 2 千枚追加整備しましたので、防災計画に反映させます。



アルミブランケット



トイレパック

## 3 帰宅困難者用備蓄庫の整備

大量に帰宅困難者が発生する横浜駅、新横浜駅、関内駅、戸塚駅付近 4 箇所に帰宅困難者用備蓄庫を 23 年度内に整備しました。ここに帰宅困難者用の食料・水、アルミブランケット、トイレパックなどの備蓄物資を保管することで、主要駅周辺の帰宅困難者に対して円滑で速やかな物資の提供が可能となります。

これら新たに新設した帰宅困難者用備蓄庫のほかに、区役所、消防出張所等の本市の備蓄庫等にも備蓄を行い、民間の協力をいただく一時滞在施設においても可能な範囲で事前に備蓄をしていただくことで、市内での分散備蓄を進めていきます。

## 備蓄計画の充実

		品目	計画数量	従来の備蓄数量	23年度末の備蓄量
地域防災拠点用	食料	主食系(クラッカー/保存パン)	1,224,000	588,000	1,224,000
		水缶詰	1,446,000	1,000,000	1,446,000
		おかゆ	204,000	197,000	213,000
	生活用品	毛布	110,000	110,000	110,000
		トイレパック	2,500,000	2,500,000	2,500,000
		紙おむつ	708,000	708,000	708,000
		生理用品	193,000	193,000	193,000
		LEDランタン	—	—	36,400
	資機材	投光機	2,340	2,340	2,340
		簡易式テント	—	—	906
		ガス式発電機	—	—	453
		トランシーバー	—	—	906
		ラジオ	—	—	906
		デジタル移動無線の延長コード	—	—	453
帰宅困難者用	食料	主食系(クラッカー/ビスケット)	440,000	—	440,000
		水缶詰	440,000	42,400	440,000
	生活用品	アルミブランケット	—	—	110,000
		保温シート	—	—	17,600
		トイレパック	—	—	1,760,000
		紙おむつ	—	—	12,000
		生理用品	—	—	50,000
	資機材	LEDランタン	—	—	2,250
		投光機	—	—	70
		ガス式発電機	—	—	70
地区移動無線機		—	—	240	
テント型トイレ	—	—	6		

今後の防災計画に反映

### 今後の防災計画の見直し

被害想定の見直し結果に基づいて、備蓄物資の品目、数量、配備場所の見直し、方面別備蓄庫のあり方とともに、流通備蓄の把握、救援物資の集配や物資供給協定など災害時における物資確保などについて検討していきます。